

平成 24 年 1 月 10 日

金融庁監督局証券課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 23 年 12 月 5 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対する意見等

該当箇所 (条項番号等)	項 番	意見・確認事項	理由等
(1) Ⅲ-2-3-1 適合性原則			
Ⅲ-2-3-1 (1)①イ	①	今回の改正に伴う管理態勢のさらなる徹底のためのシステム開発・書面改定等には相応の対応時間が必要であることから、本改正が実施された場合は、各行は、各行の実情に応じて、できるだけ速やかに体制整備を行うことでよいか。	確認のため。
	②	「顧客カードの登録内容」の「共有」の方法については、販売員・顧客双方で、投資目的・意向について、適宜適切な方法で確認すること(=購入商品が当該顧客の投資目的等に適合していることを相互確認すること)で足りるとの理解でよいか。	個々の取引における投資目的等の確認にあたっては、顧客カード以外の書面・システム等を活用している金融機関もあり、この場合、日証協規則で定められている記載要件の他に、顧客に開示する予定のない情報(顧客の社内格付や保全状況等)が含まれていることから、当該システム等の画面を印刷して顧客に開示することは不可能であるため。
	③	顧客カード作成時における登録内容の「共有」について、販売顧客層によって異なった対応方法を行うことは可能か。例えば、初回(法令施行時)確認実施後、適格機関投資家や特定投資家には、定期更新時の「共有」を不要とし顧客申し出ベースによる登録内容の変更が生じた場合、新たに「共有」化を図るといった対応で問題ないか。	適格機関投資家や特定投資家は確たる運用方針・管理体制のもとで運用・投資活動を行っている。その適性に応じた対応が可能かどうか確認させていただきたい。
	④	顧客との共有を目的とした顧客の投資意向、投資目的等の確認行為は、勧誘に該当しないとの理解でよいか。	店頭金融先物取引等、不招請勧誘規制のある商品の取扱いを行う場合等の対応について念のため確認したい。
	⑤	今回の改正案に関し、適合性原則について、「顧客の投資目的・意向について、個別商品の勧誘・販売時には、顧客の投資目的・意向に即した取引かどうかをあらためて顧客・販売会社で確認する等の販売管理態勢とすること」で、本改正案記載の趣旨に合致していると考えて問題ないか。	明確化のため。
	⑥	インターネットバンキングや、テレフォンバンキングで取引を行う場合の「顧客カードの登録内容」の共有とは、インターネットバンキングでは画面上での確認、テレフォンバンキングでは、口頭での確認で充足していると考えて問題ないか。	リモートチャネルによる「顧客カードの登録内容」の「共有」方法を確認したい。
(2) Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢			
Ⅲ-2-3-4 (1)②へ	⑦	投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合とあるが、その判断基準は各社へ委ねられているとの理解で良いか。	確認のため。
	⑧	「適時適切な情報提供」の方法については、各金融機関が、顧客の取引状況(保有額、保有商品等)や属性(投資経験、年齢等)などに応じて、往訪、架電、郵送、Eメール等を適宜使い分ける運用で問題ないか。	様々な顧客が存在しており、顧客の取引状況や属性に応じて方法を使い分けることが合理的と思料されるため。

該当箇所 (条項番号等)	項番	意見・確認事項	理由等
(3) Ⅲ-2-5-2 金融ADR制度への対応			
Ⅲ-2-5-2 金融ADR制度への対応	⑨	「契約前交付書面交付の際に」とあるが、取引が経常的にある投資家に対して交付の都度説明を実施する必要があるのか。一度説明を実施したケースにおいて、経常的に取引がある場合は不要との理解でよいのか。	明確化のため。
Ⅲ-2-5-2-1(2)①口	⑩	金融ADR制度の説明についてどの程度の対応が必要かに関しては、各社判断で状況に応じ適宜適切に行うことでよいのか。	明確化のため。
Ⅲ-2-5-2-1(2)①口b	⑪	金融ADR制度について説明を実施するに当たっては、各社判断で必要に応じて適宜適切に記録すればよいとの理解でよいのか。	明確化のため。
Ⅲ-2-5-2-1(2)①口b 第2文	⑫	顧客が説明を聞こうとしなかったり、会うこと自体を拒否する等、説明が困難な場合がある。このような場合、金融ADR制度について説明した印刷物を送付することを以って、「説明」と見做して差し支えないか。	明確化のため。
(4) Ⅳ-3-1-2 勧誘・説明態勢(含Ⅴ-2-1-1)			
Ⅳ-3-1-2(4)② Ⅴ-2-1-1(3)②	⑬	「勧誘・販売時」において確認書を受け入れることとなっているが、ここでいう「勧誘・販売時」とは「勧誘を行い、かつ販売に係る契約を締結しようとするとき」との理解でよいのか。即ち、勧誘を行ったものの販売に係る契約に至らない場合は、確認書徴求は不要との理解でよいのか。	明確化のため。
	⑭	確認書の受入は対面取引で勧誘を行い販売した場合を想定していると思われるが、ダイレクトバンキング(非対面)取引においては確認書の受入れが馴染まないため、システム画面上で確認追加等別途ルールを定めて実施することでよいのか。或いは、勧誘を行わないダイレクトバンキング(非対面)取引等は、そもそも確認書徴求の対象外と見做せるのか。	明確化のため。
	⑮	「確認書」は単独の書式を設けるのではなく、既存の確認書の書式を変更して使用することでもよいのか。	明確化のため。
	⑯	「確認書」の法的位置付け(保存期限等に影響)はどのように考えたらよいのか。	念のため法定帳簿ではないことを確認したい。